

# 第 55 回通常総会議案

令和 3 年 6 月 7 日

広島県内陸部振興対策協議会



## 目 次

通常総会次第	_____	1
第1号議案	令和2年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	令和2年度会務報告 _____	2
	令和2年度重点目標とその対応 _____	3
第2号議案	令和2年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	17
	歳出の部 _____	18
	監査意見書 _____	19
第3号議案	役員の改選について（案） _____	20
第4号議案	令和3年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	令和3年度活動方針 _____	21
	令和3年度重点目標 _____	22
	令和3年度事業計画 _____	24
第5号議案	令和3年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	25
	歳出の部 _____	26
	市町負担金 _____	27
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	28
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	29



# 通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 令和2年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 令和2年度歳入歳出決算について  
(監査報告)

(3) 第3号議案 役員の改選について (案)

(4) 第4号議案 令和3年度活動方針、重点目標及び事業計画について (案)

(5) 第5号議案 令和3年度歳入歳出予算について (案)

5 そ の 他

6 閉 会

## 第1号議案

### 令和2年度会務報告及び重点目標とその対応について

#### 令和2年度会務報告

年月日	事業内容	場所
令和2年 4月6日	令和元年度会計監査	安芸高田市 神石高原町
5月18日	役員会（書面決議）	—
6月10日	第54回通常総会（書面決議）	—
6月11日 ～7月9日	令和3年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事務局
8月17日	役員会	広島県議会
9月28日	理事会	広島県議会
10月8日	令和3年度主要施策に関する中央要望活動 （国会議員及び各省庁）	東京都
10月28日	令和3年度主要施策に関する要望活動 （広島県）	広島県議会
11月6日	令和3年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所）	三次市
11月6日	令和3年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局） （防衛省中国四国防衛局）	広島市
11月12日	令和3年度主要施策に関する中央要望活動 （国会議員及び各省庁）	東京都
令和3年 2月16日	役員会	広島県議会
4月2日	令和2年度会計監査	安芸高田市 神石高原町

# 令和2年度重点目標とその対応

## 令和2年度重点目標

### I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 旧JR三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 自然災害復旧・復興事業の推進
- 8 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 9 新型コロナウイルス感染症の防疫対策及び生活支援策の充実強化

### II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 AI・ICT等のデジタル技術を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施
- 6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興
- 7 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

### III. 生活基盤の充実に向けて

- 1 総合的な過疎対策、中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

## I. 安心な暮らしの実現に向けて

### 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 医療体制の充実に伴う財政支援 [安芸太田町]</li><li>(2) 医師、看護師等医療従事者の確保、医療体制の充実<br/>[府中市、三次市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町]</li><li>(3) 小児医療の充実及び早期の発達支援体制の充実 [神石高原町]</li><li>(4) 医療・介護サービスの提供体制のための新たな財政支援制度 [安芸太田町]</li><li>(5) コロナウイルス感染症に係る財政支援とオンライン診療のための通信インフラの整備支援 [安芸太田町]</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

公立病院が行う精神医療などの特殊医療に係る特別交付税措置について、都道府県からの指定病院以外の特殊医療を行う市町村立病院についても、措置の対象とするよう、令和元年度に、総務省へ特別交付税の省令改正要望を行ったが、認められなかったとのことである。

引き続き、中山間地域において必要な医療機能の確保に向けた所要の財政措置が講じられるよう、国に要望していくと伺っている。

医師確保では、自治医科大学卒業医師を中山間地域に重点的に配置しており、今年度は、23名を中山間地域（7市4町）の公的医療機関に配置している。

また、広島大学ふるさと枠医師や岡山大学地域枠医師70名が県内等で勤務し、このうち29名が中山間地域の公的医療機関で勤務しており、その配置医師数や医療機関数は年々増加しており、今年度は新たに公立世羅中央病院や府中市民病院にも配置している。

今後は、毎年18～20名程度が新たに県の指定する公的医療機関に勤務することとなり、地域医療を担う医師は段階的に増加し、令和5年度には、臨床研修修了後の医師が100名を超える見込みと伺っている。

看護師の確保については、県北唯一の看護職員養成施設である県立三次看護専門学校において看護師を養成しており、例年、卒業生の約半分が中山間地域等に就業していると伺っている。

小児医療については、病児保育事業が令和3年3月現在、19市町60か所で設置されており、広島広域都市圏において市町や県境を超えた広域利用が行われている。県東部にも同様の枠組みである備後圏域連携中枢都市圏があり、県もオブザーバーとして参加しているため、まずは、その枠組みを活用した病児・病後児保育の連携について検討を進めていただきたい、とのことである。

また、発達障害の診療については、できるだけ身近な地域で適切に診療、助言を受けることができるよう、地域の小児科医等かかりつけ医を対象とした診療医養成研修や発達障害の診療を実地に学ぶ陪席研修を実施し、専門的な診療を行う医師養成に努めていると伺っている。

医療・介護サービスの提供体制のための新たな財政支援制度については、2025年を見据えた「地域医療構想」の実現に向け、県では、「地域医療介護総合確保基金」を活用することとしており、基金財源の充実や柔軟な運用について、引き続き国に要望していくと伺っている。

コロナウイルス感染症に係る財政支援とオンライン診療のための通信インフラの整備支援については、医療機関の経営状況について調査等により実態の把握に努めるとともに、様々な機会を捉え、国に対して財政支援を働きかけると伺っている。

## 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援

- |                                                    |
|----------------------------------------------------|
| (1) 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設 [府中市]                  |
| (2) 介護保険制度の財政支援の充実及び介護職員の確保等<br>[安芸太田町、北広島町、神石高原町] |

介護保険制度の財政支援については、市町間の財政力の差を解消するため、国から市町への財政調整交付金について、平成30年度から3区分に細分化されたが、都市部などの自治体への激変緩和のため、令和2年度までは、2区分と新たな3区分とを組み合わせた交付となっている。

令和3年度からは、年齢層の高い高齢者が多い保険者及び介護給付費が高い保険者へより多く配分されることとなり、市町間の財政力の差の解消が図られる見込みと伺っている。

介護保険制度の見直しに当たっては、将来にわたり安定した制度となるよう、介護報酬、保険料と国・地方の負担のあり方を含め、県や保険者など地方の代表者と十分な協議を行うとともに、地方にさらなる財政負担を生じさせることのない措置を講ずるよう、全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会を通じて要望されている。

中山間地域で事業展開する介護保険事業所については、介護報酬としてサービス費用の15%が加算される「特別地域加算」や中山間地域等に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合の報酬としてサービス費用の5%が加算される「中山間地域等サービス提供加算」が設けられている。

令和3年度の介護報酬改定により、全体でプラス0.7%の改定率となったほか、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護については、「特別地域加算」や「中山間地域等における小規模事業所加算」などの対象に追加されている。

## 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

- |                                          |
|------------------------------------------|
| (1) 乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げ [安芸太田町、世羅町、神石高原町] |
| (2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限緩和 [世羅町]            |

乳幼児医療費公費負担制度については、早期受診による乳幼児の健康保持と、子育て家庭の経済的負担の軽減という2つの観点から実施している。各市町においては、子育てや定住促進などの施策の一環として、それぞれの地域の実情に応じて対象年齢を設定し、実施しているものと認識しているが、一方で、このような年齢の設定は、市町間の競争を誘発するといった面もあると考えている。

このように自治体によって子供たちが受ける医療サービスに差が生じることは適当ではないと考えるため、全国一律の医療費助成制度の創設について、引き続き、積極的に国に働き掛けていくと伺っている。

ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和については、福祉施策全体のバランスの中で受益と負担の公平性が保てるか、安定的で持続可能な制度となりうるか、などについて慎重に検討する必要があると伺っている。

#### 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実

- |                                            |
|--------------------------------------------|
| (1) 教職員体制の充実〔府中市、三次市、庄原市〕                  |
| (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に備えたICT活用による学習への支援〔府中市〕 |
| (3) 広島県立加計高等学校の活性化支援〔安芸太田町〕                |

臨時的任用職員の確保については、ホームページへの掲載、採用試験受験者への任用希望の確認や募集チラシの配付、中国地区の主な大学への訪問説明会の開催等、鋭意努めているとのことである。

また、平成31年4月に策定した中長期の採用計画に基づき、教員採用試験を実施し、令和2年度に1,046名を名簿登載するなど、計画的な人材の確保に取り組まれている。

県教育委員会としては、今後とも市町教育委員会や大学等と一層緊密に連携しながら、教職員の人材確保に努めていくと伺っている。

ICT活用による学習への支援は、国が進めるGIGAスクール構想の実現を目指し、令和2年度にコンピュータ等の整備が進められた。このため、ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等に係る経費や更新時の費用について、継続的かつ十分な財政措置を行うよう、県教育委員会から国に対して要望しており、令和3年度以降も確実に整備ができるよう、今後も継続して働きかけていくと伺っている。

県立加計高等学校への支援については、「学校活性化地域協議会」に事務局職員を派遣され、必要な指導・助言を行われるとともに、活性化に向けた取組を実施するための費用について予算措置を行われるなど、必要な支援を行っている。

また、教職員の配置については、習熟度別等授業を実施するための非常勤講師の措置及び学校間連携等の加配を行っていると伺っている。

## 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

- (1) 信号機等交通安全施設の整備促進 [協議会提案]
- (2) 警察施設の整備促進 [協議会提案]

信号機等の交通安全施設の設置については、既存施設の維持・管理にも配意しつつ、交通の安全と円滑に資するよう、効率的かつ効果的な整備を行うこととされている。

令和3年3月末現在、県内に設置されている信号機は4,048基であり、令和2年度に新設した6基を含め、10年間（平成23～令和2年度）で136基を新設していると伺っている。

警察施設の整備促進については、「警察施設整備方針」に基づき、計画的な施設整備を進められており、交番・駐在所整備について、令和3年度当初予算で、4交番の建替工事費及び2交番1駐在所の設計委託費などを計上していると伺っている。

## 6 旧 JR 三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

- (1) JR芸備線・JR木次線・JR福塩線の維持充実 [府中市・三次市]
- (2) JR芸備線の安定運行の実現 [安芸高田市]
- (3) JR三江線代替交通の生活交通ネットワークの実現 [安芸高田市]
- (4) 生活交通対策（タクシー助成事業）への支援 [神石高原町]
- (5) 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化 [安芸高田市]
- (6) 乗合バス事業者路線再編調査 [安芸太田町]

JR 芸備線・木次線及び福塩線については、鉄道ネットワークを維持するために、沿線市町や住民が「利用することが守ることにつながる」という意識を高めることが重要であることから、令和2年度から「鉄道ネットワークを活用した中山間地域の魅力向上事業」を創設し、交流の拡大や地域の利便性向上に関する取組を支援している。

今後も、沿線市町や地域の皆様と認識を共有し、利用促進や地域の活性化に取り組むとともに、沿線市町と JR とのパイプ役についてもしっかり果たしていくと伺っている。

JR 芸備線の安定運行に向けた JR の施設改善やダイヤ改正等に係る要望については、県が毎年度沿線協議会や関係自治体の要望を取りまとめ、JR 芸備線における災害に備えた鉄道施設の安全対策について、要望を行っている

JR 三江線代替交通の生活交通ネットワークの実現は、三江線廃止後の地域において、代替バスの運行状況や地元自治体からの要望などを踏まえ、住民の皆様が使いやすい道路の整備に努めていくと伺っている。

生活交通対策（タクシー助成事業）への支援については、今年度から「広島型 MaaS 推進事業」を開始し、地域公共交通をめぐる状況が特に厳しい中山間地域での MaaS の社会実装のモデルづくりに向け、市町等における検討の枠組みづくりや、計画策定、実証実験を支援していると伺っている。

また、乗合バス事業者路線再編調査についても、「広島型 MaaS 推進事業が活用できると伺っている。

各地域の生活交通が、地域の実情に応じて最適な運行形態になり安定的に維持・確保されていくよう、支援のあり方の検討を行っており、引き続き、市町の地域公共交通会議など様々な機会を通じて、意見交換及び検討を進めていくと伺っている。

## 7 自然災害復旧・復興事業の推進

- |                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 治山事業等による防災・減災対策の推進 [府中市・世羅町]</li><li>(2) 小規模崩壊地復旧事業促進に係る予算の確保 [世羅町]</li><li>(3) 河川堆積土及び流路支障物の撤去、浚渫の促進 [協議会提案]</li><li>(4) 砂防事業の促進 [府中市]</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

治山事業等については、保全対象の重要度、崩壊等の危険度判定の高い箇所など優先度判定を行い、計画的に推進していくと伺っている。

小規模崩壊地復旧事業については、市町からの要望に応じて、計画的に整備が進められるよう、予算確保に努めていくと伺っている。

河川の堆積土等の除去については、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的に実施していくこととし、令和6年度までの間は、財源的に有利な起債である「緊急浚渫推進事業債」を積極的に活用しながら、引き続き、市町の意見も踏まえて適切に対応していくと伺っている。

砂防事業の促進については、平成30年7月の豪雨災害で、土石流等により甚大な被害があった箇所の緊急事業について、最優先で取り組んでおり、府中市の宮ノ間川については、令和3年度に堰堤本体が完成する見通しと伺っている。

## 8 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

- |                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 国営事業で整備された調整池の土砂浚渫事業の創設 [世羅町]</li><li>(2) 砂防事業の促進 [他全市町]</li><li>(3) 河川改修の促進 [全市町]</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和3年度から、貯水能力を有する土地改良施設も緊急浚渫対策事業債の対象となるなど制度拡充がされる予定であることから、こうした地

方債も活用しながら施設の更新や長寿命化等に対する対策を含め、対象施設が持続的に機能を発揮していくよう、総合的な検討も必要と認識しているとのことである。

砂防事業の促進は、「ひろしま砂防アクションプラン 2021」において、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、より効果的なハード対策による事前防災を推進するとともに、命を守る行動につなげるためのソフト対策の充実・強化にも取り組んでいくと伺っている。

河川改修の促進については、「ひろしま川づくり実施計画 2021」に基づき、効果的なハード対策による事前防災を推進するとともに、住民の主体的な避難につながる、きめ細かな水害リスク情報の提供などソフト対策の充実・強化に取り組み、さらに流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を進める「流域治水」を推進していくと伺っている。

## 9 新型コロナウイルス感染症の防疫対策及び生活支援策の充実強化

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) コロナ禍におけるバス事業継続に向けた支援[府中市]</li><li>(2) 「新しい生活様式」実現のための放課後児童クラブ体制の充実 [府中市]</li><li>(3) 新型コロナウイルス感染により介護者不在となった高齢者・障害児者の支援体制の整備 [安芸高田市]</li><li>(4) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る医療体制の維持・確保 [北広島町]</li><li>(5) 新型コロナウイルス感染症の検査、治療体制の構築 [北広島町]</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

県では、昨年4月以降、累次にわたる補正予算において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、合計約43億円に及ぶ交通事業者への支援を実施している。

コロナ禍における交通事業者への影響は全国的なものであることから、全国知事会も通じ、国に対して、給付型の財政支援や補助要件の緩和・拡充などを求めている。引き続き、全国知事会等とも連携しながら、国に対し働きかけを行っていくと伺っている。

コロナ禍における放課後児童クラブの運営については、安定的な運営と職員の処遇改善に向けて、運営費補助基準額の拡大及び補助率の引き上げによる支援の充実を図ることにより、他県と連携して国へ要望していくと伺っている。

なお、人材確保については、県で実施している「保育士人材バンク」でも放課後児童支援員のマッチングを行っているため、積極的に活用してほしいとのことである。

新型コロナウイルス感染によって介護者が不在となった高齢者・障害児者の支援については、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行う体制を整備するため、関係機関と協議を重ね、受入施設や支援者の確保等について検討を行っている。

感染症のまん延に係る医療体制の維持・確保については、医療機関の経営状況調査等により実態の把握に努めるとともに、様々な機会を捉え、国に対して財政支援の働きかけを行っている。

また、令和3年度も引き続き、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した、入院患者受入れ病床の確保等に対する補助制度により、医療機関に対する財政的支援を行うと伺っている。

検査体制については、県内5か所に設置したPCRセンターで全ての県民が受検できる体制を構築するとともに、医師会や民間検査機関と協力して、1,000以上の身近な医療機関で唾液によるPCR検査実施体制を整え、全市町で検査を受けることが可能と伺っている。

治療体制については、感染症患者で入院又は宿泊療養施設への移動手段的確保が難しい場合には、市町と連携の上、県又は市町が所有する患者搬送車を用いて搬送し、適切な治療・療養につなげる体制を構築していると伺っている。

## II. 地域産業の振興に向けて

### 1 観光振興の推進及び支援策の充実

(1) 神龍湖に漂流した流木や廃棄物等の除去及び効果的な水質浄化策について

[庄原市、神石高原町]

(2) 国定公園帝釈峡内のトイレの整備 [庄原市、神石高原町]

(3) 国定公園帝釈峡遊歩道の復旧及び整備について [庄原市、神石高原町]

(4) 国定公園「比婆山連峰」の環境整備 [庄原市]

(5) 西中国山地国定公園内の観光案内看板等の整備 [安芸太田町]

(6) 中山間地域の観光交流の推進 [三次市・庄原市]

(7) 旅行業法に基づく旅行業登録制度更新手続きの特別緩和措置 [安芸高田市]

(8) 新型コロナウイルス収束後を見据えた観光マーケティングと観光商品開発 [府中市]

神龍湖内に漂流した廃棄物等の撤去については、中国電力(株)へ働き掛け、関係市町等と連携し、令和3年3月末をもって、撤去したところである。

アオコ対策については、令和2年3月から9月に実施したフラッシュ放流の試験運用により効果が確認されたことから、中国電力(株)へ働き掛け、来年度からの本格運用に向け、調整を行っているとお伺っている。

国定公園帝釈峡内のトイレ整備については、令和元年11月に設置の利用者計測カウンターにより計測を開始したところであるが、引き続き、秋の行楽シーズンまで利用状況調査を継続して実施するとともに、その結果も踏まえ、地元関係者の意見を伺いながら、検討を進めていくと伺っている。

帝釈峡遊歩道の復旧及び整備については、上帝釈～下帝釈ルートは現在も落石や斜面の崩壊が断続的に発生するなど、施工条件が厳しく、復旧に要する費用も膨大となることから実施は厳しいものと考えている。

引き続き地元関係者と協議を行い、迂回ルートも含めた利用方法について検討を進めていくと伺っている。

国定公園「比婆山連峰」の環境整備については、吾妻山の登山道について、毎年市と協議を行いながら、次年度の補修箇所を決め対応しているところであり、令和3年度も継続して補修を実施すると伺っている。

また、立烏帽子駐車場のトイレについては、令和2年度に改修の設計を終え、今年度に工事発注を行い、できるだけ年度内の完成を目指して準備を進めていくと伺っている。

県民の森については、庄原市をはじめ、関係者のご協力もあり、本年4月1日から再開することができている。今後は、安全で快適な利用環境を提供できるよう、指定管理者と連携を図りながら管理運営を行っていくと伺っている。

また、県民の森キャンプ場内の閉鎖している施設については、今年度、大規模な施設の撤去等を進めていくとのことである。

西中国山地国定公園内の観光案内看板等の整備については、令和元年度から安芸太田町と調整を進めているところであり、順次修繕等を町と連携しながら進めており、令和3年度は、三段峡歩道の落石防止等安全対策や落石箇所へのピクトグラム看板を設置すると伺っている。

中山間地域の観光交流の推進については、昨年度に引き続き、旅行割引等の実施に向けた準備を進めているほか、令和3年度は既存の観光プロダクトの更なるブラッシュアップを行うとともに、県内各地域の観光資源を再発掘し、観光客の高い満足度に繋がる新たな観光プロダクトを早期に開発し、市場投入すると伺っている。

旅行業法に基づく旅行業登録制度更新手続きの特別措置については、適用期間の1年間の延長について、令和2年12月4日付で国から通知があり、(一社)全国旅行業協会等の関係団体に周知が図られていると伺っている。

県においては、コロナ終息後を見据え、観光戦略の基礎となるマーケティングを強化し、統計やマーケティングで得られた顧客データ等を市町や観光関連事業者等関係者と共有できる、プラットフォームの構築に取り組んでいると伺っている。

## 2 ひろしま未来チャレンジプラン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実

- (1) 県営広域営農団地農道整備事業の推進 [三次市・北広島町]
- (2) 新規就農支援の拡充 [神石高原町]
- (3) 稲作担い手農家への支援等について [北広島町]
- (4) 多面的機能支払交付金に対する支援等について（優良農地の確保） [北広島町]
- (5) 園芸産地強化に向けての支援策の充実について [北広島町]

県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区については、昨年8月に三次ワイナリー前交差点からピオーネ団地までの区間が開通し、下志和地町春木までの区間を供用開始している。

また芸北地区は、平成29年度までに1期・2期・4期地区が事業完了し、3期地区についても、令和2年10月から今田トンネル工事に着手したところと伺っている。

新規就農者の育成にあたっては、神石高原町において、平成30年度から神石高原まる豊トマト産地を地方版アクションプログラムの生産振興計画に位置付け、新規就農者の確保に必要な農地確保や基盤・施設等整備、生産技術の向上及び販売力の強化等の人的支援を行っており、引き続き、国・町・関係団体と連携して支援していくと伺っている。

稲作担い手農家への支援等については、新たに今年度から実施する「ひろしま型スマート農業推進事業」により、地域に適応した技術体系の確立、あわせてシェアリングが可能なスマート農機の共同利用体制の構築、効率的な稼働が可能となる区画整備などにも取り組んでいると伺っている。

多面的機能支払交付金に対する支援等については、事業総額の確保など、引き続き、地域の要望を国に伝えるとともに、早期に予算配分ができるよう取り組んでいくと伺っている。

園芸産地強化に向けての支援策の充実については、令和元年度にトマトの環境制御技術モデル実証圃場を北広島町と神石高原町に設置。新たに今年度からは、本県の中山間地域に適応したスマート農業の導入を推進するため、ひろしま型スマート農業推進事業に取り組んでおり、今後、これらの実証結果を踏まえながら、生産性の高い経営モデルを構築し、スマート農業技術を推進していくと伺っている。

### **3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実**

- (1) 県産材の安定供給と木材利用の推進 [安芸太田町]

林業経営適地の集約化により施業の効率化を図り、主伐による利益を確保するとともに、主伐後の植栽から伐採までの各段階でのコスト縮減や収支の検証等を行い、森林所有者の再造林や保育経費の負担軽減を図ることにより、主伐を推進したいと伺っている。

なお、国の補助事業である林業・木材産業成長産業化促進対策により、主伐・再造林一貫作業システムによる施業を行う場合、主伐時の全木集

材と再造林経費が補助対象となり、これに係る予算を確保していると同っている。

#### 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

##### (1) 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実 [神石高原町]

令和3年度からスタートする2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおいて、企業経営体をはじめとした担い手が農村地域のリーダーとして兼業農家など多様な主体と連携し、生産活動を拡大しながら、農地の保全活動等に取り組むことで、地域農業を支えている姿を目指していくこととしている。

なお、日本型直接支払制度は、中山間地域における地域ぐるみの取組を継続する有効な手段であり、スマート農業技術の導入といった省力化に向けた取組を支援する「生産性・付加価値向上加算」など、地域の実情にあった加算制度を有効に活用していただきたいとのことである。

#### 5 AI、ICT等のデジタル技術を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施

##### (1) IT人材の育成及び確保 [府中市]

##### (2) 第5世代移動通信システム(5G)を含む高度情報通信基盤の整備促進 [安芸太田町]

DX推進コミュニティの活動等を通じ、県内の企業や市町などを対象として、DXに関する勉強会や、デジタル化における共通する課題をテーマとしたワークショップなどを開催することで、DXに対する理解を深め、課題解決や成長につながるDXに取り組んでいけるよう、また、地域のIT人材が活躍できるよう、支援を行っていくと同っている。

5Gサービスの前提となる、超高速ブロードバンド基盤の整備にあたっては、国が令和3年度末までに光ファイバの未整備地域を有する市町が希望する全地域での整備を進めることとしており、県としても「新しい生活様式」を實踐できる環境の整備のため、光ファイバの増速化など、国の補助対象とならない整備事業に対して、市町の経費の半分の補助すると同っている。

#### 6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

##### (1) 中国縦貫自動車道の利用促進 [三次市・庄原市・安芸太田町]

中国縦貫自動車道の利用促進については、国やネクスコ西日本において、「戸河内IC(来夢とごうち)」、「千代田IC(舞ロードIC千代田)」におけるETC2.0搭載車を対象にした道の駅への一時退出の社会実験を、令和2年3月から退出可能時間を拡大(1時間→3時間)して継続実施されているほか、安佐SAにおける大型車用駐車マスの拡充や、中国道を含む一定エリアの高速道路を定額料金で乗り放題とした観光利用者向けの周遊パスの発売など、高速道路利用者の利便性向上や地域の活性化に資する取組が進められており、引き続き、割引制度の拡充など、

地域活性化の観点から高速道路の利用促進を図る施策を講じるよう、中国地方知事会などと連携し、国に働きかけていくと伺っている。

## 7 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

### (1) 雇用調整助成金の拡充 [協議会提案]

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないことから、令和3年3月に、全国知事会を通じて、引き続き支援が必要な事業者等に対する助成金制度の周知・利用促進や経済・雇用情勢等を十分踏まえた上での特例措置の柔軟な対応など、国に対する要請を行ったところである。

県としても、事業者の申請手続き負担軽減のための「雇用調整助成金の申請に要する費用支援」について、申請受付期間を当初の令和3年2月末から8月末まで延長するなど、雇用調整助成金の活用促進に取り組んでいると伺っている。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済の停滞や国の施策の動向などに注視しながら、労働者の雇用維持と生活安定に必要な雇用調整助成金の活用促進に取り組んでいくと伺っている。

## Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

### 1 総合的な過疎対策、中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

#### (1) 新たな過疎対策法の制定 [三次市、安芸高田市]

#### (2) 中山間地域における地域運営組織の量的・質的向上（同運営組織の法人化など）に向けた支援策の創設等について [安芸太田町]

令和3年3月末が期限の「過疎地域自立促進特別措置法」について、令和3年4月以降も引き続き過疎対策が行えるよう、新たな法の制定や現行指定地域の継続、過疎対策事業の維持・充実強化を求めて、国に対して積極的な働きかけを行った。

その結果、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和3年4月1日に施行された。

また、令和3年度地方債計画において、過疎対策事業債は前年度比300億円増の5,000億円が確保されたと伺っている。

地域運営組織等支援策については、令和2年度に集落実態調査を実施し、集落の高齢化・小規模化がさらに加速していることや、単一の組織では対応が困難となっている課題が増えている状況を踏まえ、令和3年度から複数の住民自治組織が連携して地域課題の解決を図る取組に対して、新たに市町を通じた支援を行うこととした。

なお、令和3年度は、現地ヒアリングを実施し、地域の実態を、さらに詳細に把握していくと伺っている。

## 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援 [協議会提案]

合併建設計画によるまちづくりが円滑に実施されるよう、これまでも合併特例債等の財源確保について国へ提案を行ってきた結果、令和3年度地方債計画においては、合併特例債は前年度と同額（6,200億円）が確保された。

合併支援道路の整備については、これまで、国の市町村合併支援道路整備事業の活用や県独自の合併支援緊急道路整備事業の創設を行うとともに、選択と集中を図りつつ緊急性や事業効果が高い箇所を選定し、地元市町の意見を伺いながら道路整備計画に位置付け、計画的かつ着実な道路整備を進めている。

令和3年3月に策定した「社会資本未来プラン」及び「広島県道路整備計画2021」においても、取組方針の1つに「コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備」を位置付けており、魅力ある地域づくりや日常生活を支えるため、引き続き合併支援道路の整備に取り組んでいくと伺っている。

## 3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

(1) 地域高規格道路の整備促進 [庄原市、安芸高田市]

(2) 広島中央フライトロードの早期整備 [世羅町]

(3) 広島～江津間道路の整備促進 [協議会提案]

(4) 国道・県道の整備促進 [全市町]

鍵掛峠道路については、用地買収は概ね完了しており、国において、高尾三坂区間の改良工事や橋梁下部工が進められ、令和7年度の開通見通しが公表されるなど、着実に事業を推進していただいている。引き続き、事業促進が図られるよう国へ働きかけていく。

また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路（安芸高田市向原町～吉田町）約5kmについては、トンネル本体工事等を着実に進めていくと伺っている。

調査区間指定されていない区間（安芸高田市吉田町～美土里町、東広島市～安芸高田市向原町）の調査区間への指定については、今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、検討を行っていくと伺っている。

広島中央フライトロードの延伸（三原市大和町から世羅町までの区間（約14km））については、広島空港の民営化など、近年の周辺環境の変化等を踏まえ、令和3年度からの社会資本未来プランにおいて、調査等を進めることとされている。

また、早期整備については、相当な事業費と期間を要する大規模な事業になることから、予備設計や需要調査、効果分析等の調査検討や、地域高規格道路の整備区間の指定に係る国土交通省との調整など、事業着手に向けて必要となる調査や手続きを着実に進めていくと伺っている。

広島～江津間道路の整備促進については、未改良区間のうち、主要地方道安佐

豊平芸北線（烏帽子工区）について、「広島県道路整備計画2021」において事業実施箇所として位置付けたところであり、早期完成に向けて事業を推進していくと伺っている。

国道・県道の整備促進については「安心▷ 誇り▷ 挑戦ひろしまビジョン」が目指す県土実現のため、令和3年3月に策定した「社会資本未来プラン」及び道路分野の事業別計画である「広島県道路整備計画2021」の取組方針として、「地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの構築」等を掲げており、引き続き、計画的な道路整備を推進していくと伺っている。

## 第2号議案

### 令和2年度歳入歳出決算について

#### 歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算比 (B)-(A)	備考
<b>1.</b>	<b>会費</b>		<b>1,724,000</b>	<b>0</b>	<b>1,724,000</b>	<b>1,719,000</b>	<b>△ 5,000</b>	
	1.	会費	1,724,000	0	1,724,000	1,719,000	△ 5,000	
		1. 一般負担金	1,244,000	0	1,244,000	1,244,000	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480,000	0	480,000	475,000	△ 5,000	県議会議員負担金
<b>2.</b>	<b>補助金</b>		<b>110,000</b>	<b>0</b>	<b>110,000</b>	<b>110,000</b>	<b>0</b>	
	1.	補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	県補助金
<b>3.</b>	<b>雑収入</b>		<b>1,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000</b>	<b>10,008</b>	<b>9,008</b>	
	1.	雑収入	1,000	0	1,000	10,008	9,008	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	10,008	9,008	預金利息外
<b>4.</b>	<b>繰越金</b>		<b>496,000</b>	<b>0</b>	<b>496,000</b>	<b>496,172</b>	<b>172</b>	
	1.	繰越金	496,000	0	496,000	496,172	172	
		1. 繰越金	496,000	0	496,000	496,172	172	
<b>歳入合計</b>			<b>2,331,000</b>	<b>0</b>	<b>2,331,000</b>	<b>2,335,180</b>	<b>4,180</b>	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	決算額	不用額	備考	
<b>1. 事務局費</b>			<b>1,095,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,095,000</b>	<b>805,326</b>	<b>289,674</b>		
	1. 事務局費		1,095,000	0	0	1,095,000	805,326	289,674		
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0		
		2. 賃金	125,000	0	0	125,000	14,883	110,117		
		3. 旅費	140,000	0	△ 3,000	137,000	70,000	67,000		
		4. 需用費	100,000	0	0	100,000	36,551	63,449		
		5. 役務費	40,000	0	3,000	43,000	42,640	360	祝電 郵送料	
		6. 諸費	90,000	0	0	90,000	41,252	48,748	高速通行料	
<b>2. 会議費</b>			<b>250,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>250,000</b>	<b>41,684</b>	<b>208,316</b>		
	1. 総会費		181,000	0	0	181,000	16,830	164,170		
		1. 需用費	80,000	0	0	80,000	16,830	63,170	議案集等	
		2. 借上料	100,000	0	0	100,000	0	100,000		
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000		
	2. 役員会費		69,000	0	0	69,000	24,854	44,146		
		1. 需用費	67,000	0	0	67,000	24,854	42,146	湯茶等	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000		
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000		
<b>3. 事業費</b>			<b>981,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>981,000</b>	<b>606,672</b>	<b>374,328</b>		
	1. 調査企画費		341,000	0	0	341,000	285,706	55,294		
		1. 賃金	160,000	0	0	160,000	141,788	18,212		
		2. 需用費	151,000	0	0	151,000	131,612	19,388	要望調査 資料等	
		3. 役務費	30,000	0	0	30,000	12,306	17,694	郵送料	
	2. 促進対策費		360,000	0	0	360,000	114,162	245,838		
		1. 旅費	113,000	0	0	113,000	7,700	105,300	県内要望 活動旅費	
		2. 需用費	70,000	0	0	70,000	25,182	44,818		
		3. 活動費	172,000	0	0	172,000	81,280	90,720	道路利用者 会議負担金等	
		4. 諸費	5,000	0	0	5,000	0	5,000		
	3. 中央要望活動費		280,000	0	0	280,000	206,804	73,196		
		1. 旅費	160,000	0	0	160,000	99,060	60,940		
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	107,744	12,256	要望書印刷	
<b>4. 予備費</b>			<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>		
	1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000		
		1. 予備費	5,000	0	0	5,000	0	5,000		
<b>歳出合計</b>			<b>2,331,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,331,000</b>	<b>1,453,682</b>	<b>877,318</b>		
<b>歳入合計</b>							<b>2,335,180 円</b>			
<b>歳出合計</b>							<b>1,453,682 円</b>			
<b>歳入歳出差引額</b>							<b>881,498 円 (翌年度繰越金)</b>			

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の令和2年度会計に係る歳入歳出決算書について、  
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ  
いても正確に処理されていることを認めます。

令和3年4月2日

監 事

石丸伸之

監 事

入江嘉則

※原本は事務局で保管しています。

### 第3号議案

#### 役員の変更について（案）

#### 広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員 令和3年6月6日現在	新役員 令和3年6月7日～
顧問		県議会議員 小林 秀矩
会長	県議会議員 小林 秀矩	県議会議員 下森 宏昭
副会長	庄原市長 木山 耕三	庄原市長 木山 耕三
	安芸太田町長 橋本 博明	神石高原町長 入江 嘉則
幹事長	県議会議員 下森 宏昭	県議会議員 宮本 新八
副幹事長	県議会議員 宮本 新八	県議会議員 桑木 良典
理事	県議会議員 岡崎 哲夫	県議会議員 岡崎 哲夫
	県議会議員 桑木 良典	
	県議会議員 伊藤 英治	県議会議員 伊藤 英治
	県議会議員 平本 英司	県議会議員 平本 英司
	県議会議員 玉重 輝吉	県議会議員 玉重 輝吉
	府中市市長 小野 申人	府中市市長 小野 申人
	府中市議長 棗田 澄子	府中市議長 棗田 澄子
	三次市長 福岡 誠志	
	三次市議長 新家 良和	三次市議長 新家 良和
	庄原市議長 近藤 久子	庄原市議長 近藤 久子
		安芸高田市市長 石丸 伸二
	安芸高田市議長 宍戸 邦夫	安芸高田市議長 宍戸 邦夫
		安芸太田町長 橋本 博明
	安芸太田町議長 中本 正廣	安芸太田町議長 中本 正廣
	北広島町長 箕野 博司	
	北広島町議長 湊 俊文	北広島町議長 湊 俊文
	世羅町長 奥田 正和	世羅町長 奥田 正和
	世羅町議長 米重 典子	世羅町議長 米重 典子
	神石高原町議長 橋本 輝久	神石高原町議長 橋本 輝久
	監事	安芸高田市市長 石丸 伸二
神石高原町長 入江 嘉則		北広島町長 箕野 博司

## 第4号議案

### 令和3年度活動方針、重点目標及び事業計画（案）について

#### 令和3年度活動方針（案）

県土の4割以上を占める4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和42年の設立から半世紀以上にわたり、会員相互の緊密なる連携のもと、本地域の繁栄と発展を促進するため、時代に即した積極的かつ着実な活動を展開してきた。

本地域の自治体においては、引き続く人口減少に起因し、医療・介護や産業の担い手不足に加え、雇用面の条件の劣弱さ、公共交通及び財政基盤の脆弱さ、さらには災害復旧・復興への対応など、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療・福祉をはじめ社会経済へ深刻な影響を及ぼし、地域社会は未曾有の危機に直面している。

こうした中、広島県においては、感染拡大防止策や医療供給体制の確保、事業継続や雇用維持などの地域経済を支える取り組みに注力されており、1日も早い終息とともにより一層の対策と支援の強化に期待するところである。

併せて、今年度より第2期となる新たな「広島県中山間地域振興計画」に基づく取り組みが着実に実施され、将来にわたって持続可能な中山間地域の実現に寄与することを強く望むところである。

また、コロナ禍の影響により、新たな生活様式等への対応が求められる中、国においては、デジタル化を強力に推進するため、本年9月に「デジタル庁」の創設を予定している。最先端のデジタル技術については、人口減少が進む中山間地域においてこそ、様々な分野の諸課題を克服できる可能性が高いことから、全国に先駆けて整備・導入されるよう必要な支援を求めるものである。

本地域は、国土保全、食料の供給、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有しており、国民生活にとって極めて重要な役割を担っている。この国民共有のかけがえのない財産を、私たちは守り続ける責務がある。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

## 令和3年度重点目標（案）

### I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 旧 JR 三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 自然災害復旧・復興事業の推進
- 8 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 9 ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた対策及び支援策の充実強化

### II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進及び支援の実施
- 6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興
- 7 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

### III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

## 令和3年度重点目標参考資料

令和2年度重点目標	令和3年度重点目標(案)	変更提案理由
<b>I. 安心な暮らしの実現に向けて</b>	<b>I. 同左</b>	
① 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保	① 同左	
② 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援	② 同左	
③ 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	③ 同左	
④ 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	④ 同左	
⑤ 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	⑤ 同左	
⑥ 旧JR三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	⑥ 同左	
⑦ 自然災害復旧・復興事業の推進	⑦ 同左	
⑧ 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	⑧ 同左	
⑨ 新型コロナウイルス感染症の防疫対策及び生活支援策の充実強化	⑨ ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた対策及び支援策の充実強化	新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた文言整理
<b>II. 地域産業の振興に向けて</b>	<b>II 同左</b>	
⑩ 観光振興の推進及び支援策の充実	⑩ 同左	
⑪ ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	⑪ 2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	県施策の名称変更に伴う整理
⑫ 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実	⑫ 同左	
⑬ 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	⑬ 同左	
⑭ AI・ICT等のデジタル技術を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施	⑭ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進及び支援の実施	県施策に対応した文言整理
⑮ 中国自動車道の効果的な活用による地域振興	⑮ 同左	
⑯ 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実	⑯ 同左	
<b>III. 生活基盤の充実に向けて</b>	<b>III 同左</b>	
⑰ 総合的な過疎対策、中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	⑰ 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	令和3年度施行(予定)の新過疎法制定に伴う文言整理
⑱ 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	⑱ 同左	
⑲ 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上	⑲ 同左	

## 令和3年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
令和3年 4月2日	令和2年度会計監査	安芸高田市 神石高原町
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月7日	第55回通常総会	広 島 市
7月～8月	令和4年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月下旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	令和4年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11月初旬	令和4年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望 活動）	三 次 市 広 島 市
11月中旬	令和4年度主要施策に関する中央 要望活動（地元選出国會議員等へ の要望活動）	東 京 都
令和4年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

## 第5号議案

### 令和3年度歳入歳出予算について（案）

#### 歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	R3予算額	R2予算額	対前年度比較	備考
1.	会費		1,327	1,724	△ 397	
	1.	会費	1,327	1,724	△ 397	
		1. 一般負担金	847	1,244	△ 397	市町負担金 ※1
		2. 特別負担金	480	480	0	県議会議員負担金
2.	補助金		110	110	0	
	1.	補助金	110	110	0	
		1. 県補助金	110	110	0	
3.	雑収入		1	1	0	
	1.	雑収入	1	1	0	
		1. 雑収入	1	1	0	預金利息
4.	繰越金		882	496	386	
	1.	繰越金	882	496	386	
		1. 繰越金	882	496	386	
歳入合計			2,320	2,331	△ 11	

※1 1.1.1. 一般負担金について

令和2年度以前	令和3年度（案）
平等割：184千円（各市町一律23千円）	平等割：0千円 ※令和3年度に限り廃止
人口割：1,060千円	人口割：847千円 ※算出基準を変更
合計：1,244千円	合計：847千円

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	R 3 予算額	R 2 予算額	対前年度比較	備考
<b>1. 事務局費</b>			<b>1,095</b>	<b>1,095</b>	<b>0</b>	
	1. 事務局費		1,095	1,095	0	
		1. 報酬	600	600	0	
		2. 賃金	125	125	0	
		3. 旅費	140	140	0	
		4. 需用費	100	100	0	
		5. 役務費	40	40	0	郵送料
		6. 諸費	90	90	0	高速通行料
<b>2. 会議費</b>			<b>250</b>	<b>250</b>	<b>0</b>	
	1. 総会費		181	181	0	
		1. 需用費	80	80	0	議案集等
		2. 借上料	100	100	0	会場・控室
		3. 諸費	1	1	0	
	2. 役員会費		69	69	0	
		1. 需用費	67	67	0	
		2. 借上料	1	1	0	
		3. 諸費	1	1	0	
<b>3. 事業費</b>			<b>970</b>	<b>981</b>	<b>△ 11</b>	
	1. 調査企画費		341	341	0	
		1. 賃金	160	160	0	
		2. 需用費	151	151	0	要望調査資料等
		3. 役務費	30	30	0	郵送料
	2. 促進対策費		<b>349</b>	<b>360</b>	<b>△ 11</b>	
		1. 旅費	113	113	0	
		2. 需用費	59	70	△ 11	
		3. 活動費	172	172	0	道路利用者会議等
		4. 諸費	5	5	0	
	3. 中央要望活動費		<b>280</b>	<b>280</b>	<b>0</b>	
		1. 旅費	160	160	0	
		2. 需用費	120	120	0	
<b>4. 予備費</b>			<b>5</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	
	1. 予備費		5	5	0	
		1. 予備費	5	5	0	
<b>歳出合計</b>			<b>2,320</b>	<b>2,331</b>	<b>△ 11</b>	

## 令和 3 年度市町負担金

No.	市 町 名	人口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	計(円)
1	府 中 市	40,069	0	161,000	161,000
2	三 次 市	53,615	0	215,000	215,000
3	庄 原 市	37,000	0	148,000	148,000
4	安 芸 高 田 市	29,488	0	118,000	118,000
5	安 芸 太 田 町	6,472	0	26,000	26,000
6	北 広 島 町	18,918	0	76,000	76,000
7	世 羅 町	16,337	0	66,000	66,000
8	神 石 高 原 町	9,217	0	37,000	37,000
合 計		211,116	0	847,000	847,000

算出基礎： 平等割： 令和 3 年度に限り徴収しない  
 人口割： 人口数に 4 円を乗じて得た額を  
 1, 000 円単位で切り上げた額

人口数値： 平成 27 年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

令和3年6月7日現在

職 氏 名			
県議会議員	岡崎 哲夫	県議会議員	宮本 新八
県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	下森 宏昭
県議会議員	桑木 良典	県議会議員	伊藤 英治
県議会議員	平本 英司	県議会議員	玉重 輝吉
府中市長	小野 申人	府中市議会議長	棗田 澄子
三次市長	福岡 誠志	三次市議会議長	新家 良和
庄原市長	木山 耕三	庄原市議会議長	近藤 久子
安芸高田市長	石丸 伸二	安芸高田市議会議長	宍戸 邦夫
安芸太田町長	橋本 博明	安芸太田町議会議長	中本 正廣
北広島町長	箕野 博司	北広島町議会議長	湊 俊文
世羅町長	奥田 正和	世羅町議会議長	米重 典子
神石高原町長	入江 嘉則	神石高原町議会議長	橋本 輝久

## 広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。  
広島県内陸部関係市町長  
広島県内陸部関係市町議会議員  
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 幹事長 1名  
(4) 副幹事長 1名  
(5) 理事 若干名  
(6) 監事 2名
- 第6条 役員任期は2カ年とし、再選を妨げない。  
2 補欠のため就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。  
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。  
総務部会 産業部会 建設部会  
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の市町の会費は、6月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成28年6月1日から施行する。